

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第39号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。